

我孫子市行政経営推進規則の一部を改正する規則

我孫子市行政経営推進規則（平成17年規則第50号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章から第5章まで 略 第6章 削除 第7章及び第8章 略 附則 （実施計画に位置付ける事業の選択） 第15条 企画財政部長は、第8条第4項の規定により提出された帳票に基づき、基本方針を踏まえて、中期的な財政見通しと連動させた実施計画を策定する。 2 略 第6章 削除 第18条から第20条まで 削除	目次 第1章から第5章まで 略 第6章 予算編成への活用（第18条—第20条） 第7章及び第8章 略 附則 （実施計画に位置付ける事業の選択） 第15条 企画財政部長は、第8条第4項の規定により提出された帳票（以下「 <u>行政評価表</u> 」という。）に基づき、基本方針を踏まえて、中期的な財政見通しと連動させた実施計画を策定する。 2 略 第6章 予算編成への活用（予算要求書の附属資料） 第18条 <u>行政評価表は、我孫子市財務規則（昭和62年規則第9号）第10条に規定する歳入歳出予算要求書（第20条において「<u>予算要求書</u>」という。）の附属資料とする。</u> （<u>部局単位の予算への活用</u>）

第19条 部長及び課長は、部局単位の
予算を編成する場合において、限ら
れた財源、人員等を効率的かつ効果
的に配分するため、行政評価表を積
極的に活用しなければならない。

(評価結果の予算への反映)

第20条 部長及び課長は、第9条の規
定による施策及び事務事業の評価の
結果を予算編成に反映させなければ
ならない。この場合において、当該
施策及び事務事業に係る事務事業評
価表を予算要求書に添付する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。